

米国の連邦許認可改革をめぐる議論

行政による迅速化、議会の膠着、規制の不確実性が米国の産業基盤整備を左右

丸紅米国会社ワシントン事務所

シニア・マネージャー（国際関係、政府関係担当）上原 聡

uehara-so@marubeni.com

- 米国は、国内産業基盤の再構築を戦略的な優先課題に位置付けている。人工知能（AI）関連インフラ、半導体製造、重要鉱物、発電・送電設備、パイプライン、港湾、防衛関連生産のいずれも、多額の新規設備投資を必要とする。連邦政府による支援策や関税は投資を促せても、必要な施設が許認可を取得し、実際に建設されることまでは保証できない。
- このため、連邦許認可は専門的な規制問題から、経済・国家安全保障上の中核課題へと変わった。問題は環境規制への対応そのものではない。複数の審査の重複、見通しの立たない審査期間、訴訟、さらには多額の資本を投じた後の政策転換が事業環境を不安定にしている。
- 第 2 次トランプ政権は、審査期間を短縮し、エネルギー、鉱業、データセンター、原子力事業を優先するため、広範な行政措置を講じてきた。ただし、これは中立的な迅速化策ではない。政権が支持する事業を加速する一方、風力・太陽光発電の開発を妨げている。
- こうした選別的な対応は、一部事業には短期的な恩恵をもたらし得るが、長期投資に必要な制度的安定性は確保できない。技術分野や政権の違いを問わず一貫して適用される恒久的な枠組みを構築できるのは議会だけである。もっとも、本稿のために行った聞き取りでは、議会協議に近い関係者の多くが、現議会で包括改革が成立する可能性は低いとみている。

自由貿易とグローバル化を経済政策の基本とするワシントンの政治的コンセンサスが後退したことは、既に広く認識されている。2016 年 9 月、大統領選挙の 48 日前、共和党のドナルド・トランプ、民主党のヒラリー・クリントン両候補が環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に反対するなか、当時副大統領だったジョー・バイデンも、自由貿易とグローバル化は「決して大成功といえるものではなく」、「多くの人々にとって素晴らしいものではなかった」と認めた。¹

第 1 次トランプ政権は、こうした不満に関税、「Buy American（米国製品優先）」政策、国内製造業の再建に結び付けた。続くバイデン政権も、超党派インフラ法、CHIPS・科学法、インフレ抑制法という異なる手段を用いながら、国内生産能力の拡大と戦略的な対外依存の低減という共通する方向を追求した。

この政策転換は、補助金や関税によって投資を促すだけでなく、住宅、エネルギー、送電設備、工場その他の基幹施設を実際に建設し、供給能力を拡大する政策へと発展している。共和・民主両党は、中国との競争、戦略産業の国内回帰、エネルギー・インフラの強化を重視する点で共通するが、何を優先し、どの政策手段を用いるかでは対立している。共和党は、再工業化、「エネルギー・ドミナンス」（国産エネルギー開発）、化石燃料・鉱物資源の増産を重視する。これに対し、民主党は、クリーンエネルギー、送電網、半導体、公共インフラ、住宅の供給拡大を重視する傾向が強い。

とりわけ注目されるのは、長年にわたり規制を通じて企業活動に歯止めを設け、消費者、労働者、地域社会を保護することを重視してきた民主党内でも、過度に複雑化した規制や審査手続が、住宅、

¹ バイデン氏は、2016 年 9 月 21 日に外交問題評議会（Council on Foreign Relations）で行った講演で、これらの発言を行った。（[リンク](#)）

再生可能エネルギー、送電設備などの供給を妨げているとの認識が広がっていることである。「供給重視のリベラリズム」や「アバンドンス」運動は、補助金や需要刺激だけでは政策目標を実現できず、供給を不必要に妨げる規制や手続を見直し、必要な施設を実際に増設しなければならないと主張している。

ここに米国政策の根本的な矛盾がある。米政府は、関税、税制優遇、補助金、融資、政府調達を通じて国内投資を促している。ところが、その政策を実現するために必要な事業は、長期化し、複数機関に分断され、結果を予測しにくい許認可手続に直面する。米国の成長と安全保障を制約しているのは、資金不足だけでなく、エネルギー、住宅、インフラ、戦略産業の供給能力不足である。許認可改革は今や、産業政策を実際の生産能力へと転換するうえでの中核課題となっている。

1. 連邦許認可の仕組みと改革論

連邦政府の「許認可」は単一の制度ではない。大規模事業では、複数の法律に基づき、異なる省庁が所管する環境審査や協議を完了し、免許、用地使用权、工事・操業許可などを取得する必要がある。ここで重要なのは、事業の環境影響を検討するための手続と、一定の基準を満たさなければ事業を実施できない許可・承認を区別することである。

議論の中心にあるのが、1970 年国家環境政策法（NEPA）である。NEPA は、連邦政府の資金、許認可、所有地などが関係する主要な連邦措置について、行政機関が意思決定前に環境への影響を評価するよう求めている。想定される影響に応じて、類型的除外（categorical exclusion = CE）を適用するか、環境評価（Environmental Assessment = EA）を作成するか、詳細な環境影響評価書（Environmental Impact Statement = EIS）を作成する。^{2 3}

NEPA は、それ自体が事業の建設・操業を認めたり禁止したりする許可制度ではなく、行政機関の意思決定を支える手続法である。行政機関に最も環境保護的な選択枝を採用させるものでもない。環境への影響を調査・公表し、代替案を検討するとともに、住民参加の機会を設けることを求めている。NEPA 審査を踏まえて事業を承認するか否かは、行政機関が別の法律に基づく許可権限、資金提供権限、土地管理権限などを行行使する際に判断する。訴訟では通常、行政機関が NEPA 上の手続を適切に履行したかが争点となる。

これに対し、他の環境法や業種別法には、事業を進めるための実体的な基準や許可要件を定めるものがある。以下は代表例にすぎず、実際に適用される法律や許認可は、事業の種類、立地、使用する土地・水域、排出物、対象資源などによって異なる。例えば、水質浄化法（Clean Water Act）第 404 条の対象水域に浚渫土や埋立柱を排出する場合、原則として陸軍工兵隊（Army Corps of Engineers）から許可を取得しなければならず、許可がなければ当該行為を実施できない。大気浄化法（Clean Air Act）の新規発生源審査（New Source Review）の対象となる工場や発電所も、一定の場合には建設開始前に大気排出許可を取得する必要がある。これらの許可では、排出基準、汚染防止設備、影響軽減策などの要件を満たすかが、発給の可否や許可条件を左右する。

² 環境諮問委員会（Council on Environmental Quality : CEQ）は、大統領府内に置かれた連邦機関であり、NEPA の実施を統括・調整する中心的な役割を担う。CEQ のウェブサイトでは、同法の目的や、環境評価（EA）および環境影響評価書（EIS）による審査の枠組みを含め、NEPA の実施に関する資料が公開されている。（[リンク](#)）

³ CEQ によれば、NEPA 審査のおよそ 99% は、EIS ではなく、CE または EA によって完了している。この数字は、許認可の遅延が誇張されているとの主張の根拠としてしばしば引用される。ただし、これは審査件数に基づく割合であり、事業の経済的重要性を反映したものではない。産業政策上重要な大規模・資本集約型事業の多くは、約 1% にすぎない EIS 対象案件に集中しており、遅延、訴訟、判断覆滅のリスクも主としてこの層に集中している。

絶滅危惧種法（Endangered Species Act）は、連邦機関に対し、自らが実施、資金提供、許可する事業が、保護対象種の存続を脅かしたり、指定重要生息地を破壊・悪化させたりしないことを確保するよう求めている。協議の結果によっては、事業内容の変更や代替案の採用が必要となり、当初計画のままでは事業を進められない場合がある。

国家歴史保存法（National Historic Preservation Act）第 106 条は、連邦機関に対し、歴史的・文化的資産への影響を検討し、先住民部族、州の歴史保存機関、地域社会などと協議するよう求める。特定の保存結果を義務付けるものではないが、協議の結果、事業変更や影響回避・軽減措置が求められることがある。

図表：主要な連邦環境法が事業に及ぼす影響

法案	主な対象	法的作用	事業への影響
国家環境制作法（NEPA）	主要な連邦措置の環境影響	環境分析、代替案の検討、情報公開、住民参加を求める手続	それ自体は許可・不許可を決定しないが、連邦機関の意思決定前に審査を完了する必要がある
水質浄化法	規制対象水域への排出、浚渫、埋立など	法定基準に基づく許可を求める	必要な許可を取得できなければ、対象行為を実施できない
大気浄化法	工場・発電所などからの大気排出	排出基準や汚染防止措置を条件とする建設・操業許可を求める	許可の発給可否や条件が、施設の設計・建設・操業を直接左右する
絶滅危惧種法	保護対象種と指定重要生息地	連邦機関に協議と種の存続を脅かさないことの確保を求める	事業変更や代替案が必要となり、当初計画のまま進められない場合がある
国家歴史保存法	歴史的・文化的資産	影響の検討と部族・州・地域社会などとの協議を求める	特定の結果は義務付けないが、事業変更や影響回避・軽減措置につながり得る

出所：一般情報に基づきワシントン事務所が作成

このように、大規模事業では、NEPA による横断的な環境分析に加え、水質・大気に関する許可、保護対象種を巡る協議、歴史・文化資産に関する協議、さらに業種別の免許・承認を複数の省庁から得なければならない。これらの手続は、それぞれ別の法律と権限に基づいて進められるため、一つの機関が他機関の判断や日程を全面的に統制できるとは限らない。その結果、案件全体の進捗管理と最終的な許認可の完了に責任を負う明確な「司令塔」が存在しない場合がある。手続全体の進捗と最終判断に責任を負う機関が存在しない場合もある。

州・地方政府の要件も同様に重要であり、用途地域規制、公益事業設備の立地承認、州の環境許可、地元の政治的支持などが事業を左右する。したがって、一部の連邦許認可を取得しても、事業を実施できるとは限らない。基本的には地方事業であっても、規制対象水域、保護対象種、連邦所有地、連邦資金などに関係すれば、連邦審査や許可の対象となり得る。

投資家にとって問題なのは、環境保護措置の存在ではない。先進国の大規模事業には監督と社会的説明責任が不可欠である。重要なのは、性質の異なる審査、協議、許可、承認が十分に調整され、必要な判断が合理的な期間内に示され、商業採算に見合う投資判断を下せる程度の予見可能性が確保されているかどうかである。

2. 許認可が産業基盤整備を左右する構図

米国が国家安全保障と産業競争力の観点から重視する分野ほど、大規模な工場、発電所、送電線、鉱山、パイプライン、港湾などの物理的設備を必要とする。そのため、産業政策上の優先度が高まるほど、許認可制度の遅延、政府間の権限分立、訴訟、発給済み許認可の不安定性も政策上の制約とし

て表面化する。以下の事例は、単一の問題を示すものではない。それぞれ、連邦改革の目的、分野別特例、権利間の衝突、許認可判断の耐久性、省庁間調整という異なる課題を示している。

(1) データセンターを支える電力インフラ：連邦改革の射程と州・地方政府の壁

AI 関連インフラの急速な拡大に伴い、電力供給がデータセンター増設の決定的な制約となっている。ここで重要なのは、データセンター本体と、それを支える電力・エネルギーインフラでは、許認可を担う政府の階層と法制度が異なることである。データセンター本体の立地や建設許可は主として州・地方政府が担う⁴一方、発電所、送電線、天然ガスパイプライン、変電所、連邦所有地での事業などには、より多くの連邦手続が関係する。

このため、連邦政府が許認可を迅速化しても、データセンター増設を巡る問題をすべて解決できるわけではない。州・地方政府では、電気料金負担、用途地域規制、水資源、地域住民の反対などを背景に、データセンターへの規制を強化する動きが広がっている。連邦政府が類型的除外を適用しても、州知事による許認可凍結や郡の立地判断を覆すことはできず、こうしたリスクは州・地方政府の段階に残る。

一方、連邦レベルでは、データセンターを支える電力インフラの迅速化が政策課題となっている。トランプ政権が 2025 年 7 月に発出したデータセンター・インフラに関する大統領令⁵は、対象となるデータセンターだけでなく、稼働に必要な送電線、変電所、パイプライン、発電施設についても整備を促すよう各省庁に指示した。AI 競争で優位に立つには、施設本体だけでなく、より広範なエネルギー・インフラの増強が不可欠だと認めた形である。

もっとも、電力インフラの制約は許認可に限られない。電力会社や事業者は、系統接続の長期化、変圧器や発電設備の不足、人材確保、燃料供給、送電網の増強費用などにも直面している。許認可の遅れは、設備発注、人員配置、資金調達、系統接続の計画を不確実にし、その間の建設費上昇や系統条件の変化によって追加調査や設計変更を招く。その結果、事業の採算性が悪化し、新規供給力の稼働がさらに遅れることで、既存の設備・人材・送電容量を巡る制約が長期化する。

連邦手続の長期化がもたらす負担は、SunZia 案件に表れている。ニューメキシコ州の大規模風力発電施設と、アリゾナ、カリフォルニア方面へ延びる送電線で構成される同事業は、2006 年に初めて提案されたが、建設開始は 2023 年、全面稼働は 2026 年 6 月までずれ込んだ。マーティン・ハイリック上院議員（民・ニューメキシコ州）は、構想から連邦政府の最終承認まで約 17 年を要したことを挙げ、この種の意思決定は 20 年近くではなく、5～6 年で完了すべきだと指摘している。⁶

SunZia は AI ブーム以前に構想された事業であり、データセンター向けに開発されたものではない。しかし、今後ハイパースケール・コンピューティングを支える発電・送電事業も、同様の連邦許認可を通過しなければならない。AI インフラ整備の成否は、データセンターそのものの承認だけでなく、必要な電力供給を期限内に追加できるかに左右される。

⁴ 米議会調査局（CRS）は、データセンターについて次のように説明している。「データセンターは大量の電力を消費するものの、個々の施設の敷地は明確に区切られており、立地許可は通常、州・地方政府の管轄に属する。ただし、連邦政府の承認が必要となる場合もある。事業の構成や立地によっては、関連するエネルギー・インフラ事業が、各種の連邦法に基づく許可、認可、または審査の対象となることがある。」（[リンク](#)）

⁵ 2025 年 7 月 23 日付大統領令 14318。同大統領令は、関連する送電線、変電所、パイプラインおよび発電設備も明示的に対象としている。（[リンク](#)）

⁶ SunZia は、SouthWestern Power Group が 2006 年に構想した事業である。Pattern Energy は 2022 年に同送電事業を取得し、2023 年に建設を開始、2026 年 6 月に全面稼働を発表した。3,650MW という数値は、米エネルギー情報局（EIA）が示す夏季純設備容量であり、事業者が公表する銘板容量は 3,515MW である。

(2) 半導体・高度製造：国家戦略産業に対する分野別特例

CHIPS・科学法⁷（Chips and Science Act）は、米国内の半導体製造基盤の再建を目指している。しかし、半導体工場は、経済全体のなかでも特にインフラへの依存度が高い施設である。大規模かつ安定した電力供給に加え、超純水、排水処理、大気排出許可、化学物質管理を必要とするため、計画から操業開始までには、許認可に加えて、電力・水供給、建設費、人材、設備調達など多くの制約が伴う。

議会は 2024 年、米国内半導体製造構築法（Building CHIPS in America Act）⁸を成立させ、連邦環境審査が半導体投資の実施を遅らせる可能性に対応した。同法は、連邦支援を受ける半導体関連事業のうち一定のものを NEPA 審査の対象外とし、審査が必要な案件については、商務省が主務機関を担いやすくする枠組みを整えた。すなわち議会は、国家戦略上不可欠と判断した産業について、通常の環境審査による遅延を受け入れるのではなく、審査の簡素化や適用除外によって事業の迅速な実施を優先したのである。

ただし、こうした措置は半導体分野に限定された特例であり、工場建設を左右する電力、水、人材、費用、州・地方政府の許認可まで解決するものではない。制度変更が実際の建設期間をどこまで短縮できるかは、今後の事業進捗を待たなければ判断できない。半導体の事例は、国家戦略上の優先度が十分に高ければ議会が分野限定の迅速化措置を講じ得る一方、それが許認可制度全体の改革を意味するわけではないことを示している。

(3) 重要鉱物：国家安全保障と権利保護の衝突

中国への鉱物依存を減らすには、米国内で鉱山、加工施設、周辺インフラを整備する必要がある。しかし、重要鉱物事業は、国家安全保障上の必要性が高い一方、環境保護、連邦所有地、先住民部族の権利・文化的資産と正面から衝突しやすい。実際の事業では、NEPA 分析、水質浄化法上の許認可、保護対象種に関する協議、連邦所有地を巡る決定、先住民部族との協議、州政府の承認などが必要となり得る。

リオ・ティントと BHP がアリゾナ州で進める合併事業、Resolution Copper は、こうした相反する国家的利益を象徴している。計画中の鉱山は、送電網、データセンター、防衛産業に必要な銅の主要な国内供給源となる可能性がある。その半面、先住民アパッチ族の団体が聖地とみなす土地に影響を及ぼし、環境保護と信教の自由を巡る訴訟が長期化している。

この対立が本件に及ぼす影響は、審査手続きの長期化に表れている。正式な環境影響評価書（EIS）手続は 2016 年に始まり、2026 年 3 月の決定記録（Record of Decision）の発出によって完了した。連邦環境審査だけで約 10 年を要したことになる。鉱山計画、訴訟、議会が義務付けた土地交換を含む開発全体は、20 年以上に及んでいる。

⁷ CHIPS・科学法は、米国内の半導体製造を促進するとともに、研究開発および STEM 人材育成に対する連邦支援を拡充する 2022 年成立の米国法である。海外の半導体生産への依存を低減することにより、サプライチェーン、産業競争力および国家安全保障を強化することを目的としている。

⁸ 2023 年米国内半導体製造構築法は、2024 年 10 月に成立した。同法は、CHIPS 法による連邦支援を受ける半導体関連事業のうち一定のものを NEPA 審査の対象外とするとともに、それ以外の対象事業についても環境審査手続を簡素化した。[\(リンク\)](#)

2025 年には、重要鉱物開発を加速するトランプ政権の方針の下、大統領令第 14241⁹を受けて連邦許認可ダッシュボードに掲載され、残る連邦手続の予定と進捗が公開された。¹⁰もっとも、2026 年 3 月に NEPA 手続が完了した後も、州政府による許認可、詳細設計、資金調達、継続中の訴訟などが残っており、着工までの法的・商業的リスクが解消したわけではない。

Resolution Copper の事例は、重要鉱物開発の遅れが単なる行政上の非効率ではなく、国内供給の強化と、部族・文化的権利や環境保護という複数の正当な国家的利益を調整する難しさにも由来することを示している。

図表：Resolution Copper 案件の連邦環境審査の経緯

年	主な節目	意義
2004 年	リオ・ティントと BHP が Resolution Copper を設立し、案件を提案	初期計画と探鉱を開始
2014 年	議会がオーク・フラットの土地交換を承認	連邦法により事業開発の枠組みを整備
2016 年	NEPA に基づく EIS 手続きを開始	正式な連邦環境審査が始まる
2019 年	EIS 草案を公表	意見公募と省庁審査を継続
2025 年	最終 EIS を公表	連邦環境審査が完了段階に入る
2026 年 3 月	決定記録を発出し、土地交換を完了	NEPA 手続きが終了し、後続の許認可・開発段階に移行
2026 年～	州政府の許認可、設計、資金調達、訴訟	着工前に追加承認と法的課題が残る

出所：各種公開情報に基づきワシントン事務所が作成

(4) パイプライン：許認可判断の耐久性

全長 303 マイルのマウンテン・バレー・パイプラインは、ウェストバージニア州からバージニア州南部へ天然ガスを輸送する。同事業は、最初の事業承認を得ても、個別の許認可が相次いで訴訟の対象となり、取消しと手続のやり直しが繰り返され得ることを示した。

事業者は 2015 年に連邦エネルギー規制委員会（FERC）へ申請し、2017 年に最初の承認を得た。しかし、その後数年にわたり、環境団体が水質浄化法、国有林管理法（National Forest Management Act）などに基づく複数の許認可を相次いで争い、裁判所がその一部を取り消した。一つの省庁が指摘された不備を修正すると、別の省庁による承認が新たな訴訟で取り消される状況が続いた。複数の許認可判断を案件全体として安定させ、取消しと再審査の連鎖を終わらせる一般的な仕組みがなかったためである。

議会は最終的に、異例の措置に踏み切った。2023 年財政責任法（Fiscal Responsibility Act of 2023）により、残っていた連邦許認可を法律で追認し、未発出の承認を速やかに出すよう各省庁に指示するとともに、これらの措置に対する司法審査を制限した。それでも、第 4 巡回区連邦控訴裁判所は 2023 年 7 月に一時的な工事停止を命じたが、連邦最高裁は同月、その停止命令を解除し、工事再開を認めた。これは、政治的な優先度の高い個別事業について、議会が法律によって許認可の効力を確定し、通常の行政・司法手続に介入し得ることを示した重要な前例である。

⁹ 「米国の鉱物生産を直ちに拡大するための措置（Immediate Measures to Increase American Mineral Production）」と題する大統領令 14241 は、2025 年 3 月 20 日にトランプ大統領によって署名された。（[リンク](#)）

¹⁰ FAST-41 透明性対象事業（FAST-41 Transparency Project）とは、連邦許認可審査の進捗状況に関する公開性を高めるため、連邦許認可改善運営評議会（Permitting Council）の事務局長の指示により、連邦許認可ダッシュボードに掲載される事業を指す。ただし、掲載されたことのみをもって正式な FAST-41 対象事業となるわけではなく、FAST-41 に基づく包括的な許認可工程表や省庁間調整などの法定措置が自動的に適用されるものではない。なお、いずれの指定も、適用される環境法その他の実体的な法的要件そのものを変更するものではない。

この事例が示すのは、事業者が必要としているのは、最初の審査の迅速化だけではなく、発給された許認可を長期投資の前提として信頼できる「許認可判断の安定性」であるという点である。着工後も許認可が取り消され、審査が再開され、事業が停止され得る制度では、金融機関は発給済みの許認可を安定した融資判断の前提としにくく、資金調達コストや事業リスクも高まる。

同時に、この介入は個別事業を立法で救済する手法の限界も浮き彫りにした。議会はマウンテン・バレー・パイプラインを前進させたものの、他のパイプライン、送電線、鉱山事業にも適用される一般的な許認可保護制度を整備したわけではない。個別事業の救済は可能でも、発給済み許認可の安定性を分野横断的に確保する制度改革には至らなかったのである。

(5) 港湾・造船所：省庁間調整と関連インフラの時間差

港湾・造船所の能力は、中国との競争、防衛態勢、供給網の強靱性との結び付きが強まっている。海事インフラの特徴は、単一の施設だけで能力が成立するのではなく、造船所、修繕施設、港湾ターミナル、航路、浚渫設備など、複数の関連資産が一体として機能しなければならない点にある。

浚渫、湿地、航路、汚染された土地、保護対象種が関係する事業では、陸軍工兵隊、環境保護庁（Environmental Protection Agency = EPA）、沿岸警備隊（Coast Guard）、魚類野生生物局（U.S. Fish and Wildlife Service）、州・地方政府の承認が必要となり得る。主要な航路事業では、これとは別に議会の承認と予算措置も必要となる。こうした関連設備が別々の審査、予算、建設日程で進むため、個々の事業が承認されても、海事能力全体としては稼働できない期間が生じ得る。

サバナ港拡張事業は、審査、議会承認、予算、設計、建設が連続する海事事業の長い時間軸を示している。フィージビリティスタディは 1997 年に始まり、着工は 2015 年、完成は 2022 年であった。この四半世紀すべてを許認可に要したわけではないが、事業遂行に長い時間を要したため、その間に船舶の大型化が当初計画の想定を上回った。拡張後 2 年もたたないうちに、ジョージア州当局は、さらなる水深拡大に向けた調査を承認するよう議会に求めている。

造船所の新設・拡張にも、NEPA、水質浄化法、河川港湾法（Rivers and Harbors Act）などに基づく審査や承認が必要となり得る。他方、造船所に接続する航路や港湾設備は、別の審査、議会承認、予算手続を経る。このため、造船所が完成しても必要な航路整備が遅れ、逆に航路を拡張しても造船・修繕能力が追い付かないという時間差が生じ得る。

トランプ政権の 2026 年海事行動計画¹¹は、この分断された規制・承認体系を海事能力拡大の障害と位置付け、海事関係機関の NEPA 手続の簡素化、水質浄化法・河川港湾法上の許認可迅速化、造船所拡張・浚渫事業の優先処理を提言している。

同計画は、陸軍工兵隊の全国一般許可（Nationwide Permit）制度¹²の継続も求めた。これを受け、陸軍工兵隊は 2026 年 1 月に同許可を再発出し、2026 年 3 月 15 日から 2031 年 3 月 15 日までの継続を確保した。全国一般許可は、環境影響が軽微な一定類型の工事について個別許可を簡素化し、

¹¹ 2026 年 2 月 13 日に公表された「米国海事行動計画（America's Maritime Action Plan）」は、2025 年 4 月の大統領令 14269 に基づき、米国の造船能力と米国籍商船隊の再建に向けたトランプ政権の方針を示したものである。造船所の近代化、海事人材の育成、国内外からの投資促進、政府船舶の調達改革、安定的な資金確保、規制手続の合理化などを掲げている。（[リンク](#)）

¹² 全国一般許可（Nationwide Permit）とは、連邦規制の対象となる水域への個別および累積的な影響が軽微と見込まれる一定類型の事業について、米陸軍工兵隊が水質浄化法 404 条に基づき包括的に発給する一般許可である。所定の基準と条件を満たす事業は、個別許可を取得する代わりに簡素化された手続を利用できるが、事前通知、影響緩和措置、州による水質認証などが別途必要となる場合がある。

日常的な港湾・造船所工事を円滑にする。ただし、大規模な造船所拡張や航路浚渫に必要な複数機関の審査、議会承認、予算措置を一括して解決するものではない。

議会も、より包括的な調整を目指している。超党派の SHIPS for America 法案は、海軍または商船隊を支える造船所、船舶修繕施設、港湾ターミナルについて主務機関を一つに定め、環境審査を 2 年以内に完了する一括調整制度を設ける内容である。行政府による一般許可が個別手続の簡素化を図るのに対し、同法案は複数機関にまたがる審査を案件単位で統合しようとするものである。

ただし、米国造船業の弱体化の主因が許認可にあるという意味ではない。設備の老朽化、人材不足、需要の不安定さ、調達慣行の方が大きな影響を及ぼす場合も多い。それでも、造船所、港湾、航路に関する承認と投資の日程を整合させなければ、補助金や長期の船舶発注を実際の海事能力へと転換することはできない。

以上の事例が示す許認可問題は一律ではない。データセンター関連インフラでは、連邦政府による迅速化の外側に州・地方政府の制約が残る。半導体では、国家戦略上の優先度を背景に分野限定の特例が設けられた。重要鉱物では、供給安全保障と部族・文化的権利が衝突する。パイプラインでは、発給済み許認可の耐久性が投資可能性を左右する。港湾・造船所では、複数機関と関連インフラの調整が能力拡大を制約する。共通するのは、補助金や政策的な優先指定だけでは、必要な設備が期限内に建設されることを保証できないという点である。

それにもかかわらず、こうした異なる問題を分野横断的な共通ルールによって解決する包括改革は成立していない。その理由を次節で検討する。

3. なぜ包括的な許認可改革は難しいのか

上述のとおり、大統領の裁量や、特定の産業政策を巡る議会の合意によって、許認可上のボトルネックを一時的または分野限定で緩和することは可能である。現政権は、大統領権限を通じて重要鉱物、原子力、データセンター関連事業の迅速化を進めている。議会も、マウンテン・バレー・パイプラインの許認可を法律によって追認したほか、連邦支援を受ける半導体事業の一部を NEPA 審査の対象外とするなど、国家戦略上重要と判断した分野に個別措置を講じてきた。

しかし、依然として欠けているのは、特定分野や個別事業への特例ではなく、産業分野を問わず適用される共通ルールである。審査期限、省庁間調整、訴訟提起の期限、裁判所が命じ得る救済、発給済み許認可の保護を、分野横断的かつ一体的に定める包括的な枠組みは整備されていない。その主な理由は、次の二点に整理できる。

(1) 既存の保護制度には、強固な支持基盤と制度上の阻止手段がある

現行の許認可制度は、大気・水質の保護、歴史・文化資源の保存、先住民部族との協議、影響を受ける地域社会の参加、司法による行政判断の検証など、広く認められた目的を担っている。これらは単なる理念ではなく、それぞれを守ろうとする政治的支持基盤、法的権利、行政上の権限を伴っている。

先住民部族は、協議や聖地の保護を通常政策上の利益ではなく、部族主権、条約上の権利、連邦政府との政府間関係に関わる問題と位置付ける。環境団体、環境正義団体、地域住民、これらと連携する議員も、審査期間の短縮や訴訟制限によって、住民参加、環境保護、行政判断を司法に問う機会が弱められることを警戒する。

抵抗は環境保護派に限られない。州・地方政府は、連邦政府が送電線などの立地権限を拡大すれば、従来の州権限が侵害されると懸念する。送電分野では、許認可改革が立地権限や費用配分の見直しと一体で議論されるため、公営電力事業者や電力協同組合も、迅速化自体には賛成しながら、FERCの権限拡大や、自らの顧客が十分な便益を受けない広域送電事業の費用負担には反対する場合がある。包括改革は、単に手続を効率化するものではない。部族、地域社会、州政府、行政機関、裁判所などが現在持つ発言権、審査権限、事業の内容や進行に影響を与える手段を再配分する。このため、改革の対象を広げるほど、既存の権利や権限を失うと考える主体が増え、法案を阻止または縮小し得る制度上の「拒否点」も増える。

(2) 両党は、どの分野を優先し、どの制度を使って迅速化するかで一致していない

共和・民主両党は、許認可の遅れがインフラ投資や産業政策を妨げているとの問題意識を共有している。しかし、迅速化の恩恵をどの分野に与えるかについては、優先順位が異なる。

共和党は一般に、石油・天然ガス、LNG、鉱業、原子力などの開発を迅速化することを重視する。これに対し、民主党は、送電、再生可能エネルギー、公共インフラ、住宅などを優先する傾向が強い。対象分野の違いは、許認可改革に用いる制度を巡る対立にも直結する。

例えば、共和党はNEPA 審査の範囲縮小や訴訟制限を支持しやすいが、民主党は、それによって化石燃料や鉱業事業が主な恩恵を受け、環境・地域社会への保護が弱まることを警戒する。一方、民主党は州をまたぐ送電線の整備を促すため、連邦政府やFERCの権限強化を求めるが、共和党や一部の州・地方主体は、州権限への介入だとして反対する。

包括法案では、一方の優先分野を迅速化するために、他方が警戒する制度変更を受け入れる必要がある。したがって、対立は単に「何を速くするか」ととどまらない。環境審査をどこまで簡素化するか、連邦政府と州政府のどちらに権限を与えるか、誰に事業費を負担させるか、住民や環境団体がどこまで司法救済を求められるかといった制度設計そのものに及ぶ。両党が異なる事業を優先し、それぞれに有利な権限配分や手続改革を求めるため、分野横断的な共通ルール設計が難しくなっている。

4. 立法・行政・司法による対応とその限界

前節で示した二つの政治的対立があるからといって、許認可改革が全く進んでいないわけではない。議会、行政府、司法はいずれも、審査の長期化、訴訟リスク、許認可判断の不安定性に、それぞれ異なる手段で対処してきた。ただし、三者が果たせる役割は異なり、それぞれの対応には固有の限界がある。

議会は、分野横断的で安定した共通ルールを法律として定めることができるが、そのためには政治的合意が必要となる。行政府は、省庁の運用や規則を迅速に変更できる一方、その方針は政権交代によって覆され得る。裁判所は、行政判断の適法性を審査し、法律の解釈を明確にできるが、個別の紛争を超えて許認可制度全体を設計することはできない。

(1) 議会：恒久的な共通ルールを定められるが、合意できる範囲が狭い

議会は、許認可改革を最も安定した形で制度化できる。法律によって、環境審査の対象や範囲、主務機関の責任、審査期限、出訴期間、裁判所が命じ得る救済、発給済み許認可の保護を定めれば、個々の政権の政策判断に左右されにくい全国共通の枠組みを構築できる。

実際、議会が許認可改革で全く合意できないわけではない。2015年に制度化された FAST-41¹³は、大規模インフラ事業について省庁間で審査日程を調整し、連邦許認可ダッシュボードを通じて進捗を公開する仕組みを整えた。2023年財政責任法（Fiscal Responsibility Act）は、NEPA 審査文書のページ数に上限を設け、主務機関の責任を明確化するとともに、環境評価は1年、環境影響評価書は2年という原則的な期限を定めた。こうした実績は、省庁間調整、手続の透明化、審査期間の明確化といった比較的限定的な改革であれば、超党派の合意が成立し得ることを示している。

議会は、政治的な優先度が特に高い事業や産業について、さらに踏み込んだ措置を講じることもある。2023年財政責任法では、マウンテン・バレー・パイプラインに必要な連邦許認可を法律によって追認し、司法審査を制限した。2024年の米国内半導体製造構築法では、連邦支援を受ける一定の半導体事業を NEPA 審査の対象外とした。これらは、国家戦略上重要と判断された対象について、通常の制度とは異なる特例を設けることが可能であることを示している。

しかし、個別事業や特定産業への措置は、分野横断的な改革にはならない。マウンテン・バレーへの介入は、他のパイプライン、送電線、鉱山にも適用される一般的な許認可保護制度を生み出さなかった。半導体事業への特例も、データセンター、発電所、送電設備、造船所などに共通する審査制度を変更したものではない。

より広範な妥協を試みたのが、ジョー・マンチン（無・ウェストバージニア州）、ジョン・バラッソ（共・ワイオミング州）両上院議員による 2024 年エネルギー許認可改革法案である。同法案は、送電網整備や再生可能エネルギー開発を促進する措置と、鉱業、LNG 輸出、石油・天然ガス開発に関する措置を組み合わせ、上院エネルギー・天然資源委員会を 15 対 4 の超党派多数で通過した。しかし、上院本会議で審議されないまま、第 118 議会の会期末までに成立せず失効した。

この法案は、複数分野を組み合わせた超党派の妥協が委員会段階では成立し得ることを示した一方、それを本会議審議と下院との調整を経て法制化することの難しさも示した。議会は最も耐久性のある改革を実現できるが、改革範囲が広がるほど、前節で述べた権利、権限、産業間の利益配分を巡る対立が強まり、成立可能性は低下する。

(2) 大統領：迅速に変更できるが、選別的で可逆的である

行政府は、議会による新たな法律を待たず、省庁の方針、審査手続、規則、事業の優先順位を変更できる。この即応性は、行政措置の最大の強みである。

第 1 次トランプ政権は、「One Federal Decision（連邦政府による一括決定）」を推進し、複数省庁による審査の一元化と NEPA 審査の対象・範囲の縮小を図った。バイデン政権はその一部を見直して環境保護を強化したが、超党派インフラ法やインフレ抑制法による投資を実行するには許認可の迅速化が不可欠であったため、独自の許認可行動計画を策定した。両政権は許認可の遅れを共通の問題と認識していたが、その解決策と優先分野は異なっていた。

第 2 次トランプ政権は、さらに広範な行政措置を進めている。CEQ の NEPA 規則を撤廃し、各省庁に独自の審査手続を策定させるとともに、重要鉱物、原子力、データセンター、水資源などに関する審査の迅速化を進めた。重要鉱物事業を連邦許認可ダッシュボードに掲載し、データセンターと関連エネルギー・インフラへの典型的除外の活用を促し、原子力事業の許認可期間の短縮も求めている。

¹³ FAST-41 は、2015 年 Fixing America's Surface Transportation Act（FAST 法）41 編に基づく制度である。対象となる大規模インフラ事業について、連邦政府の環境審査・許認可を省庁横断で調整する枠組みを設け、連邦許認可改善運営評議会（Federal Permitting Improvement Steering Council）を創設した。対象事業には、関係省庁間で調整した事業計画と審査日程が策定され、主要な進捗は「連邦許認可ダッシュボード」([リンク](#))で公開される。指定は連邦政府による事業への支持を意味せず、承認を保証するものでもない。

こうした行政措置は、対象となる事業を短期間で前進させ得る。ただし、その適用は必ずしも中立的ではない。現政権は石油、天然ガス、石炭、鉱業、原子力、一定のデータセンター関連事業を優先する一方、風力・太陽光発電には異なる扱いをしてきた。

この選別性を端的に示すのが、洋上風力事業である。政権は 2025 年 1 月に新規風力リースと承認手続を凍結し、同年 12 月には、必要な連邦許認可を取得して建設中だった大西洋沿岸の 5 事業を国家安全保障上の理由で停止した。連邦裁判所はいずれの措置にも合理的な根拠が不足しているとして執行を差し止め、事業は再開された。事業者は、許認可取得後でさえ、事業継続のために緊急の司法救済を求めなければならなかった。

この事例が示すように、行政裁量には相反する二つの側面がある。政権が支持する事業を加速できる半面、支持しない事業を停止し、再審査し、新たな条件を課すこともできる。しかも、その判断は後継政権を拘束しない。大規模な産業・エネルギー事業は複数の政権期にまたがるため、今日の迅速化策が、数年後の事業継続を保証するとは限らない。

このため、投資家は、審査が長期化する「遅延リスク」だけでなく、取得済みの許認可が政治的方針の変更によって停止・再審査される「撤回リスク」にも直面する。行政措置は迅速であるが、分野横断的な中立性と長期的な安定性を十分には提供できない。

もっとも、デジタル化、申請様式の標準化、相互運用可能なデータ、オンラインでの進捗管理など、特定分野への優遇を伴わない運用改善は、政権交代後も残る可能性がある。許認可技術行動計画は、その代表例である。ただし、こうした技術的改善だけでは、訴訟、司法救済、発給済み許認可の保護といった法的問題を解決することはできない。

(3) 司法：行政の逸脱を抑制し、法解釈を明確化できるが、事後的・個別的である

裁判所も、許認可制度の不確実性を一部縮小してきた。行政機関が法定手続を守らず、合理的な根拠を示さずに事業を停止した場合、裁判所は違法な行政判断を取り消し、停止命令の執行を差し止めるなどの救済を与えることができる。洋上風力事業を巡る一連の判決は、政治的な方針転換にも行政法上の限界があることを示した。

NEPA の解釈についても、連邦最高裁は 2025 年 5 月の *Seven County Infrastructure Coalition v. Eagle County* 判決¹⁴で重要な判断を示した。最高裁は下級審判決を覆し、NEPA が特定の環境上の結論を行政機関に義務付けるものではなく、所定の環境審査を求める手続法であることを改めて確認した。また、環境影響評価書の範囲や詳細について、下級審は行政機関の判断を大幅に尊重すべきであり、審査対象事業とは別個の上流・下流事業の影響まで、当然に分析対象とする必要はないとした。

同判決は、NEPA 訴訟における行政機関の防御力を高め、訴訟リスクを低下させる方向に働く。しかし、司法による対応は基本的に、紛争が発生した後の個別案件に限られる。事業者は救済を得るまで訴訟費用と工事停止のリスクを負い、裁判所の判断が下されるまで結果を予測できない。

裁判所はまた、許認可制度全体について、出訴期間、利用可能な救済措置、訴訟中の事業継続、適法に発給された許認可の保護を一体的に設計することはできない。*Seven County* 判決も、こうした

¹⁴ 本件は、ユタ州ユインタ盆地と全米の鉄道網を結び、主として原油輸送を可能にする全長 88 マイルの鉄道計画を、米陸上運輸委員会 (STB) が承認したことに端を発する。コロラド州イーグル郡と複数の環境団体は、ユタ州での石油掘削の増加、メキシコ湾岸での精製拡大、コロラド州を通過する鉄道輸送の増加がもたらす影響を、環境審査が十分に評価していないとして承認を争った。連邦控訴裁判所が承認を取り消したため、事業主体である *Seven County Infrastructure Coalition* と *Uinta Basin Railway, LLC* が連邦最高裁に上訴した。最高裁は、NEPA が鉄道事業とは別個の上流・下流事業の影響まで審査するよう STB に求めるものではないとして、控訴審判決を覆した。

問題を包括的に解決したわけではない。さらに、司法解釈である以上、将来の判例によって修正される可能性があり、立法と同程度の制度的耐久性を持つわけではない。

したがって、司法は行政の逸脱を抑制し、法的な争点を絞り込むことはできるが、投資に必要な予見可能性を事前に保証する制度の代替にはならない。

三権の対応は、それぞれ異なる部分で許認可問題を改善してきた。議会は、手続改革や個別事業への特例を法律として定着させた。行政府は、規則や省庁運用を迅速に変更し、優先事業を前進させた。司法は、行政の恣意的な判断を抑制し、NEPA の解釈を明確化した。

しかし、いずれも単独では、審査の迅速性と許認可判断の安定性を、分野横断的かつ長期的に確保できない。議会による立法は最も安定的だが、政治的合意を形成しにくい。行政措置は迅速だが、選別的であり、政権交代によって変更され得る。司法判断は行政を拘束できるが、個別紛争が生じた後にしか機能せず、制度全体を設計することはできない。

投資家にとって、許認可改革の価値は事業の承認を保証することではない。必要な審査と参加手続を経たうえで、一定の期限内に「認めるのか、認めないのか」という判断へ到達し、その判断を長期投資の前提として信頼できる制度を構築することにある。現在、議会で検討されている法案は、この未解決の課題に異なる角度から対応しようとするものである。

5. 議会で検討中の改革案

議会では、単一の合意案ではなく、複数の異なる改革モデルが検討されている。

図表：第 119 議会で審議中の許認可改革法案

法案	主な目的	審議状況	評価
SPEED Act (H.R. 4776)	NEPA 審査の対象範囲を限定・明確化し、行政判断への司法的尊重を強める。救済措置を制限し、提訴期限を短縮	2025 年 12 月に下院を 221 対 196 で可決。上院での審議待ち	最も審議が進んだ NEPA 改革案だが、現行内容のまま上院で超党派支持を得る可能性は低い
PERMIT Act (H.R. 3898)	水質浄化法上の許認可、管轄範囲、全国一般許可、政府間調整、司法審査期限を改革する	2025 年 12 月に下院を 221 対 205 で可決。上院環境・公共事業委員会へ付託	産業界の支持は強いが、水質保護と州・地域社会の権限を巡る対立が大きい
CERTAIN Act (H.R. 8308)	連邦許認可制度全体の省庁間調整、透明性、近代化、説明責任を強化し、適法に発給された許認可を恣意的な撤回から保護する	2026 年 4 月に超党派で提出	包括交渉に取り込みやすい、政府横断的な運用・ガバナンス改革の基礎案
FREEDOM Act (H.R. 7329)	エネルギーおよび関連インフラ事業に執行可能な審査期限を設け、許認可の大半を取得した事業を不当な停止や撤回から保護する	2026 年 2 月に超党派で提出	投資家の許認可安定性への懸念に直接対応するが、行政権限の制約を巡る政治・法的ハードルが高い

出所：Congress.gov

(1) 4 つの改革モデル

上記の法案は、同じ問題に対する代替案ではなく、許認可制度の異なる部分を対象としている。SPEED Act は、下院を通過した中心的な NEPA 改革案である。NEPA を手続法として位置付け、行政機関が考慮すべき環境影響の範囲を限定するほか、Seven County 判決で示された行政判断への司法的尊重を法律上明確化する。裁判所の救済については、原則として許認可の取消しや差止めではなく、行政機関への差戻しを優先し、異議申立ての期限を 150 日とする。

ただし、下院審議では、洋上風力事業に対する大統領の裁量を維持する条項が追加された。これを受けてクリーンエネルギー団体が支持を撤回し、超党派法案としての訴求力は低下した。NEPA 改革としては最も審議が進んでいるものの、大幅な修正なしに上院を通過する可能性は低い。

PERMIT Act は、水質浄化法上の許認可に焦点を当てる。支持派は、規制対象水域の範囲を明確化し、全国一般許可の活用を拡大するとともに、連邦・州政府間の調整を改善し、訴訟による遅延を抑えられると主張する。これに対し、環境団体や一部の民主党議員は、水質保護や州・地域社会の権限を弱めるとして反対している。

CERTAIN Act と FREEDOM Act はいずれも超党派法案だが、対象範囲と改革手法は異なる。CERTAIN Act は、特定の産業分野に限定せず、連邦許認可制度全体の運用を改善する政府横断型の近代化法案である。省庁間調整、手続の透明性、行政機関の説明責任、デジタル化、審査の効率化を通じて、許認可制度のガバナンスそのものを改革しようとする。

これに対し、FREEDOM Act は、エネルギーおよび関連インフラ事業を主な対象とする。審査に法的に執行可能な期限を設け、不当な遅延や停止に対する迅速な司法救済を可能にするとともに、必要な許認可の大半を取得した事業に対する保護を定める。すなわち、CERTAIN Act が許認可制度全体の運用改善を重視するのに対し、FREEDOM Act は、対象事業が長期間審査に滞留することを防ぎ、実際の事業実施に必要な期限と確実性を確保することに重点を置いている。

(2) 上院交渉の焦点

本稿のために行った聞き取りと最近の議会動向を総合すると、CERTAIN Act や FREEDOM Act がそれぞれ単独で成立するよりも、その一部が上院で交渉中の包括的な許認可改革案に取り込まれる可能性の方が現実的である。

7 月半ば現在、上院エネルギー・天然資源委員会と環境・公共事業委員会の与野党スタッフは協議を続けており、8 月休会前の政治合意を目標としている。環境審査や歴史的・文化的資産の保全審査の効率化、事業を巡る訴訟の制限、一定の送電促進策という大枠では接点がみられる。しかし、発給済み許認可の保護、国家歴史保存法第 106 条、送電線の立地と費用負担など、具体的な制度設計を巡る隔たりはなお大きい。

(3) 発給済み許認可の保護

民主党側の交渉参加によって、発給済み許認可の継続は事実上の前提条件となっている。ハインリック上院議員とシェルドン・ホワイトハウス上院議員（民・ロードアイランド州）は、内務省が建設中の洋上風力事業 5 件に停止命令を出したことを受け、2025 年 12 月に交渉への積極的な参加を中断した。その後、政権が公有地における太陽光・風力事業の許認可処理を再開し、司法省が Revolution Wind 事業¹⁵の工事再開を認めた仮処分¹⁵に上訴しなかったことなどを受け、両議員は 2026 年 3 月に協議へ復帰した。

したがって、民主党が現在も許認可改革そのものを拒否しているわけではない。民主党側は、審査の迅速化を受け入れる一方で、大統領が政治的理由により発給済み許認可を一方的に停止・撤回する

¹⁵ Revolution Wind は、Ørsted と Skyborn Renewables がロードアイランド州沖で建設する出力 704MW の洋上風力事業で、400MW をロードアイランド州、304MW をコネティカット州に供給する計画である。内務省は 2025 年 12 月 22 日、国家安全保障上の懸念を理由に事業リースを停止したが、ワシントン DC 連邦地方裁判所は 2026 年 1 月 12 日、工事再開を認める仮処分を出した。司法省が期限内に同判断へ上訴しなかったため、仮処分は維持され、事業は工事を継続できることとなった。これは本件を最終的に解決したもので、政権が事業の適法性を全面的に認めたものでもないが、少なくとも当面、工事再開を改めて争わないとの判断を示したものである。

権限を制約する措置を求めている。政権による風力・太陽光事業への選別的な介入が再び強まれば、交渉が頓挫する可能性は残る。

許認可への恣意的な行政介入を抑えようとする動きには、共和党を含む超党派の支持も生まれつつある。上院軍事委員会がまとめた FY2027 国防権限法案（National Defense Authorization Act = NDAA）には、国防総省によって停滞している風力事業の安全保障審査について、原則 180 日以内に判断し、その根拠を説明するよう求める条項が盛り込まれた。これは、審査の迅速化だけでなく、いったん下された行政判断の安定性も、超党派の共通課題となりつつあることを示している。

(4) 第 106 条と送電を巡る対立

国家歴史保存法、とりわけ連邦事業が歴史的・文化的資産に与える影響を検討する第 106 条手続¹⁶の扱いは、最大の争点の一つとなっている。

上院エネルギー・天然資源委員会のマイク・リー委員長（共・ユタ州）は、審査や訴訟が事業を長期間停滞させるとして、手続の対象範囲や司法救済を制限するよう求めている。これに対し、民主党内には、先住民部族や地域社会が文化的資産への影響について意見を述べる機会が弱められるとの警戒が強い。民主党内にも手続の期限や予見可能性を高める必要性を認める議員はいるが、協議権や司法救済をどこまで維持するかについて合意には至っていない。

送電政策も主要な争点である。民主党は、2024 年のマンチン・バラッソ法案を出発点として、広域送電網の整備、系統接続、連邦政府の立地権限を一段と強化する措置を求めている。

一方、公営電力事業者や電力協同組合は、FERC の権限拡大に加え、便益評価に基づいて広域送電線の建設費を他州・他地域の電力会社や需要家にも負担させる仕組みに反発している。送電は許認可を迅速化するだけでは事業化できず、立地権限と費用負担を同時に解決する必要があるため、妥協が難しい。

もっとも、データセンターを中心とする電力需要の急増を受け、送電網の増強を再生可能エネルギー政策ではなく、電力の安定供給、産業立地、経済成長の問題として捉える共和党議員も増えつつある。この変化によって従来より妥協の余地は広がっているが、FERC の権限と費用配分を巡る対立はなお残る。

(5) 議会日程と成立見通し

包括改革に残された最大の制約は、議会日程である。交渉担当者は 8 月休会前の合意を目標としているが、7 月半ば時点でも法案文は公表されていない。このため、休会前に現実的に期待できるのは、法案成立ではなく、主要論点に関する政治合意または法案文の公表である。

上院では 9 月に審議する可能性もあるが、10 月には中間選挙前の休会が予定されている。選挙後のレームダック会期まで先送りされた場合、政府閉鎖を回避する歳出法案や暫定予算決議案、国防権限法などの必須法案が本会議日程を優先的に占めるため、複雑な許認可改革案を精査し、必要な票を固め、下院と調整する時間は一段と限られる。上院で妥協案が成立しても、交渉への関与が限定的だった下院が同じ内容を今期中に可決する保証はない。第 119 議会の終了までに成立しなければ、未

¹⁶ 国家歴史保存法（National Historic Preservation Act）106 条は、連邦機関が実施、資金提供、許可または承認する事業について、国家歴史登録財に登録されている、または登録要件を満たす歴史的・文化的資産への影響を、最終決定前に検討するよう求める手続規定である。連邦機関は、州・部族の歴史保存担当機関、先住民部族、地方自治体、事業者、地域住民などと協議し、悪影響が見込まれる場合には、その回避、軽減または緩和策を検討する。106 条は事業の承認を禁止したり、歴史的資産の保存を必ず義務付けたりするものではないが、関係者に協議と意見表明の機会を保証する。

成立法案は失効し、2027 年 1 月 3 日に発足する第 120 議会で改めて提出・審議しなければならない。

したがって、包括改革の可能性が消滅したわけではないものの、今期中の成立には、上院での合意形成だけでなく、法案文の精査、本会議時間の確保、下院との調整を短期間で完了する必要がある。現時点では、個別法案がそのまま成立するよりも、各法案の一部を取り込んだ限定的な妥協や、国防権限法など他の立法への部分的な組み込みの方が現実的である。

6. 迅速化よりも、期限内の安定した判断が重要

米国では、国内産業基盤を再構築する必要性について、近年、幅広い政治的合意が形成されている。しかし、その実現に必要な事業を、どの基準で、どの程度の期間内に審査し、適法に発給された許認可にどの程度の安定性を与えるかについては、同様の合意が存在しない。

当面は、特定産業への特例、行政措置、限定的な手続改革が先行するとみられる。これらは個別事業を前進させ得るが、産業分野を問わず適用される予見可能な制度を提供するものではない。ある政権が支持する事業が迅速化されても、後継政権による停止、再審査、許認可条件の変更が可能である限り、長期投資に必要な制度的安定性は確保されない。

許認可改革の目的は、個々の事業の承認を保証することではない。必要な環境審査、部族・地域社会との協議、住民参加を維持しながら、一定の期限内に「認めるのか、認めないのか」という判断へ到達し、適法に下された判断を長期投資の前提として信頼できる制度を構築することである。

米国の再工業化政策が、工場、発電所、送電線、鉱山、港湾などの実際の生産・供給能力に結びつくかは、補助金、税制優遇、関税の規模だけでは決まらない。それらの政策が促す投資を、期限内に建設可能な事業へと転換できるかにかかっている。その意味で、許認可制度は産業政策に付随する行政上の問題ではなく、その成否を左右する中核的な制度基盤である。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Avenue, N.W. Suite 375, Washington, D.C. 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。